

令和3年度事業計画

1 基本方針

一般社団法人として、新しい公益の担い手として活動を進めるとともに、引き続き、当協会の活動の基本方針である「ビジョン」の実現に向け、令和3年度における事業計画を定め、活動を推進する。

一般社団法人テレコムサービス協会ビジョン

情報通信ネットワーク社会構築のための重要な担い手として、

- ・多様な情報通信サービスの創出
- ・健全な競争市場の発展
- ・安全・安心なネットワーク社会の実現

を活動目標とし、これらの活動により

- ・事業者のビジネスに貢献するとともに
- ・消費者の利益と地域社会の発展及び公共の福祉

に資することを目的とする。

2 令和3年度事業計画の重点項目

(1) 委員会活動、支部活動の活性化及び会員拡大活動

令和3年度は、協会活動の両輪である委員会活動及び支部活動の活性化を図るため、同活動に参画していただける会員企業の拡大に努める。そのために、メールニュース・ホームページ等による情報発信の一層の充実に取り組むほか、情報通信に関連する最新のトピックスをテーマに、会員企業を始め電気通信事業関係者を対象にした講演会を本部及び各支部において実施するとともに、支部独自の研究活動を実施し、活動の活性化を推進する。

上記の活動を通して、会員の拡大活動に取り組むこととする。

(2) 意見提言等の活動

ICTは、全ての社会・経済生活に不可欠な基盤であり、新たなイノベーションを創出し、その利活用は、生産性の向上、雇用の創出、新たな付加価値の創造・新市場の創出、安全で災害に強い社会の実現など、我が国を取り巻く様々な社会的課題の解決に大きく貢献するものである。特に、昨年来新型コロナウイルス感染症対策を契機として、政府全体のデジタル化の取組が本格化する中で、「ポストコロナ」の時代におけるデジタル活用に関し、新たな日常の確立と経済再生・地域活性化の実現の観点から、中長期的展望で様々な検討が行われている。また、デジタル化への取組が進む一方で、消費者問題への取組も一層進められてくる。こうした政府が進める取組に対し、業界団体としての意見や要望を反映させ、業界の繁栄を図るとともに、政府目標に貢献していくこととする。

更には、総務省等が主催する研究会等へも積極的に参画して、協会としての意見等を反映していくこととする。

3 総会等の開催

(1) 総会・理事会等

- ① 令和3年6月に総会及び理事会、令和4年1月に理事会を開催するほか、必要に応じ、臨時の会議を開催する。
- ② 賀詞交歓会など会員相互間の意見交換の場を、総務省幹部の出席も得て開催する。

(2) ICTビジネスフォーラム 2021 in 金沢

令和3年10月に、「ICTビジネスフォーラム 2021 in 金沢」を北陸支部の協力を得て、ANAクラウンプラザホテル金沢で開催することとし、第3回目となる「新全国支部会長会議」及び講演会・パネルディスカッション等を実施する。

(3) 運営幹事会

- ① 運営幹事会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて開催する。
- ② 総務省幹部との意見交換会の開催を計画する。

4 委員会等の活動

(1) 企画広報委員会

○令和3年度活動目標

- ① 事務局・協会活動全般の運営に関する提言・助言
- ② 広報活動の支援

○具体的計画(活動のタイムスケジュール等含む)

- ① 事務局・協会全般活動の運営に関する提言・助言
 - ・税制改正要望に関する意見集約と要望提出
第3四半期…税制改正要望書対応
 - ・第3四半期…税制連絡協議会ヒアリング対応
 - ・令和4年度事業計画・予算要求についての検討
第3四半期…来年度予算要求についてチェック
- ② 広報活動の支援
 - ・広報ツール(HP、パンフレットその他外部向け資料)の一層の充実を図る。協会パンフレットは、改訂を行う。

政策委員会

○令和3年度活動目標

情報通信政策の動向把握と対応

- ・次世代ネットワークに係る政策・制度に関する提言等
- ・情報通信分野の競争政策・新事業創出戦略などに関する提言等
- ・その他情報通信に関する提言等

○具体的計画

① 情報収集（随時）

- ・IoTで繋がる社会の実現に向けた諸課題の調査・研究
(IoT サイバーセキュリティ、IoT 通信プラットフォーム等)
- ・5G等の次世代通信システム等の利活用に向けた調査・研究
- ・データ活用の調査・研究
データ取引市場、オープンデータ、パーソナルデータ
PDS(Personal Data Store)、情報銀行など

- ・ ICTによる地域創生に関する調査・研究
 - 地域のICT基盤整備（ブロードバンド、モバイル、Wi-Fi等）
 - ・ 固定電話網のIP網への円滑な移行に関する課題の対応
- ② 委員会を毎月1回（8月、翌年1月を除く）定例開催するとともにローカル5G推進連絡会及び施設見学会を適宜開催する。
- ③ 会員向けICT政策セミナーの開催（委員会と併催）
- ④ 電気通信政策、制度等について、総務省、内閣府等への意見提言
- ⑤ その他
 - ・ 総務省など、各種委員会等への対応
 - ・ テレサ協の各委員会と連携し、調査・研究を行う

(3) 技術・サービス委員会

○令和3年度活動目標

- ①電気通信及び情報通信、ICTサービス関連に関する技術動向の情報収集、調査・研究
- ②総務省様及び関連省庁、関連団体における新技術検討や重要課題に対する各種分科会、検討WG等への検討メンバーの派遣・対応
- ③電気通信及び情報通信、ICTサービス関連に係わる技術基準、政策等の技術的課題への対応
- ④電気通信及び情報通信、ICTサービス関連の安全・信頼性確保対策の課題、情報通信セキュリティ等についての調査・研究等
- ⑤新たなネットワークサービスの創出のための調査・研究、電気通信番号に係る課題への対応
- ⑥電気通信及び情報通信、ICTサービス関連の新規ビジネス創出のため、各種講演会の実施や施設見学会の企画・実施等

○具体的計画

- ① 委員会の定例開催（毎月1回開催予定）

下記、取り組みについて情報集収、意見交換を実施する。特に重要なと思われる案件については、当委員会に留めることなく、政策委員会や運営幹事会等の場も活用して課題を共有する。

・IoTや5Gの普及に対応した情報通信ネットワークの安全・信頼性確保対策の

課題等について、「IPネットワーク設備委員会」、「インターネットトラヒック研究会」、「インターネット品質計測サブワーキング」など総務省の主催する委員会・研究会・協議会等へ参加し、電気通信事業分野に係わるネットワークのソフトウェア化・仮想化に係わる技術動向や、課題となっている項目への対処方策について調査・研究、各種委員会への対応を実施する。

- ・情報通信セキュリティ、サイバーセキュリティに係わる課題への対応
- ・ベンダーと電気通信事業者で構成している「ICT分野におけるエコロジーガイドライン協議会」に参画し、エコロジーガイドライン普及促進の継続的な支援を行う。
- ・経団連が実施している低炭素社会実行計画に継続参画し、テレコム業界の省エネに貢献する。
- ・その他、新たなネットワーク技術(IoT、5G、ローカル 5G、Wifi6、s-XGP 等)の標準化動向、技術動向の調査・研究を行う。
- ・DX、5G のユースケース等、通信と放送の融合世代を見据えた、放送分野の探求、ならびに、通信・放送連携サービスの模索・研究を行う。

② 技術講演会の実施

有識者を招き、ICT技術やサービスに関する講演会を実施する。

③ 施設見学の企画・実施

ICT技術やサービスに関する施設の見学会を企画・実施する。

④ その他の活動

総務省など、各種委員会・ワーキンググループ等への対応と傍聴への参加と委員会メンバーへの情報共有。

○ その他、特記事項・留意事項

技術・事業的課題を共有し、総務省関係委員会等にて、意見・要望・提言等を業界代表として実施する。

○ その他、特記事項・留意事項

技術・事業的課題を共有し、総務省関係委員会等にて、意見・要望・提言等を業界代表として実施する。

(4) サービス倫理委員会

○令和3年度活動目標

ネットワークサービスに関する法制度や事業者における課題への情報発信を通じて、ネットワークサービスにおける倫理、その他の諸問題への対応を推進する。

- ① インターネット上の違法・有害情報へのさまざまな対応などが求められていることから、これらの動きに積極的に関与し、事業者の立場でインターネットの利用環境の整備を推進する。
- ② 電気通信サービスに対する消費者保護の観点での取り組みを通じ、安全・安心なネット社会の実現を推進する。

○具体的計画（活動のタイムスケジュール等含む）

- ① サービス倫理委員会を4月・8月を除く毎月開催し、重要課題の検討及び情報交換を行う。
- ② 電気通信サービス向上推進協議会の活動を通じ、利用者が安心して電気通信サービスを利用できる利用環境の整備を推進する。
- ③ プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会の活動を通じ、ISP等がインターネット上の情報流通による権利侵害に適切・迅速に対処できるよう、ガイドラインの検討などを推進する。
- ④ 違法情報等対応連絡会の活動を通じ、インターネット上の違法・有害情報への適切な対応を図るためのガイドライン及び契約約款を整備するとともに、ISP等への周知・啓発等を推進する。
- ⑤ インターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会の活動を支援し、安全・安心マーク制度の普及及び審査委員会における審査などに対応する。
- ⑥ ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会の活動に参画し、権利者団体の申し出を受けたISP等においてとりうる措置等についての検討を推進する。
- ⑦ インターネットコンテンツセーフティ協会の活動に参画し、児童ポルノのような違法コンテンツがインターネット上へ流通することを防止するために民間事業者等が講じる各種取組みを支援する。
- ⑧ 情報通信における安心安全推進協議会のネット社会の健全な発展部会の活動に参画し、インターネット上で名誉毀損やプライバシー侵害、差別的

表現などの他人を傷つけるような情報発信が行われないよう利用者のマナー及びモラルの向上のための普及啓発活動等の取組みを推進する。

- ⑨ 認定個人情報保護団体の団体構成員として、主要な役割を果たすとともに、業界に対する個人情報保護の周知を図る。
- ⑩ 総務省や警察庁等における研究会や官民会議等に参画し、業界の立場で適切に対応する。
- ⑪ 他の通信団体等とも連携し、インターネット上の安全・安心に対する活動を推進する。

(5) MVNO委員会

○令和3年度活動目標

MVNOの普及に伴い、これまで以上に求められるようになってきた業界としての情報発信等を的確に推進し、よりいっそうのモバイル市場の発展を目指す。

- ① MVNOに関する情報収集及び情報交換
- ② MVNOに関する課題の抽出と解決策の検討
- ③ 青少年保護を含む消費者問題に関する情報共有と解決策の検討
- ④ 広報活動を通じたMVNOに対する認知度の向上
- ⑤ MVNO事業者に対するMVNO委員会参加（協会への加入）の勧誘
- ⑥ 不払者情報交換連絡部会の円滑な運用

○具体的計画

- ① 委員会（4半期毎）、運営分科会、消費者問題分科会を定期的開催するとともに不払者情報交換連絡部会、MVNOの参考速度に関するTF、共有連絡会を適宜開催する。
- ② MVNO事業における課題や動向等に関する勉強会を実施し、共通課題に関する解決策の検討、提言等の取りまとめ活動を実施する。
- ③ 青少年保護を含む消費者問題に関する解決策の検討、提言等の取りまとめ、警察庁との連携
- ④ MVNO事業関係法令等についての総務省への意見提言
- ⑤ モバイルフォーラムの開催、海外交流施策の実施

⑥ T C A 不払情報交換連絡部会及び事務局との連携

(6) F V N O 委員会

○令和3年度活動目標

- ① F V N O に関する情報収集及び情報交換
- ② F V N O に関する課題の抽出と解決策の検討
- ③ 消費者トラブル削減への対応

○具体的な計画

① F V N O 委員会の定期的開催

3か月に1回の開催を予定。

② 運用関係WGの開催

コラボ事業者の業務運営がスムーズに行え、消費者トラブルを削減するため、NTT 東西とコラボ事業者間の業務等の課題を抽出し、説明会等を通じて解決を図るため、適宜、「運用関係WG」を開催する。

② 消費者関係TFの開催

総務省「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」、「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」からの意見に対応するため、適宜、「消費者関係TF」を開催するとともに、国民生活センター情報(PIO-NET)の分析、総務省地方総合通信局「消費者支援連絡会」への参加など、消費者トラブル削減に取り組む。

④ 番号移行に関するTFの開催

「事業者変更」運用開始に伴う、各種懸念事項等の動向を注視し、情報の共有を図るため、必要に応じて「番号移行に関するTF」を開催する。

(7) 支部連絡会

○活動の基本視点等

支部活動の強化と活動の活性化等を基本視点として、支部の運営・活動について支部間・支部本部間の情報交換を図り、支部活動に反映していくことを基本とする。

○具体的な活動内容

- ① 連絡会活動は、年3回（4月、7月、12月）適宜開催する。
- ② 連絡会では、会員増対策、活動の活性化方策、会員への情報発信の在り方等について情報交換を行い、支部活動に資することとする。
- ③ また、支部の運営や活動方針、重要な事務処理方法等について、必要に応じ運営幹事会に提言を行う。
- ④ 施策の実施、全国地域情報化に関する関係機関との連携を図る。

5 ICTビジネス研究会関連の活動

日本の産業をけん引コンソーシアムとして、ビジネスが進歩・進化できる多種多様な環境をデザインし、個人から地域と共に日本が発展することを目的とします。具体的には、様々な企業や団体、関係者が集まり、「ビジネスの創造と具体化」、「人材の発掘と育成」、「企業の交流・連携・サポート」に関する活動を行う。

(1) ビジネスを発見・支援する「ビジネスイベントプロジェクト」を実施。

「ビジネスデザイン発見＆発表会」（イータ）2020-2021」

世界及び日本各地の「ビジネス／ビジネスプラン／ビジネスモデル」と発表者を募集し、各地の団体や企業等と協力して、実現性が高いビジネスと次世代を担う起業家及び経営者に賞を授与するイベントを開催する。更に、事業が成長するための企画の商品化、事業提携、資金調達、販路拡大、事業のプラッシュアップなど、事業を支援する環境も提供する。

(2) ビジネススキルアップのための「ビジネスデザインプロジェクト」を実施。

大学の学生や一般企業の方を対象に、ビジネスデザイン力アップのためのアイデア発想やビジネスモデル創りのワークショップを各地の団体や大学、支部と連携しながら実施する。

(3) ビジネスを支援する「ビジネス流通・交流・連携プロジェクト」の実施。

企業や学校、学生等のビジネスモデルを実ビジネス化するために、交流・連携の場を作ります。具体的には、「既存サービスの再商品化、アイデアの具体化、技術のサービス化、他企業との事業連携、資金調達など」のビジネスに必要な

サポートをする。

6 協議会等の活動

(1) 電気通信サービス向上推進協議会

総務省の「ICTサービス安心安全研究会」に関する提言及び各消費者団体等からの意見をもとに、消費者利益向上の取組を4団体共同で実施する。

- ア 広告表示（通信速度やエリア等のサービス品質表示など）に関する自主基準の策定及び運用（広告の定期的なチェック等）を行う。
- イ 販売（店舗販売、訪問販売、電話勧誘等）の適正化に関する自主基準の周知啓発等をはかる。
- ウ 代理店連絡会の設置及び継続的な運営を行う。
- エ 消費者からの苦情の削減のための取組を行う。
- オ ホットラインリストの提供など消費者センターとの連携を行う。
- カ 各地の消費者支援連絡会へ参加する。
- キ 利用者のリテラシーの向上のための取組を行う。
- ク 消費生活相談員のレテラシー向上のための研修を行う。
- ケ 実効速度及び参考速度の適正な測定実施のための取り組みを行う。
- コ その他研究会の提言をもとに各種取組を行う。

(2) プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会

インターネット上の権利侵害に適切・迅速に対処できるよう、通信関連4団体と各権利者団体との連携を図りながら、プロバイダ責任制限法やガイドラインの検討と適切な運用を推進する。

- ア 著作権関係WG及び商標権関係WGについては、年4回の定期開催とし、通信関連4団体と各権利者団体との情報共有・意見交換を図る。
- イ 発信者情報開示関係WG及び名誉毀損・プライバシー関係WGについては、ガイドライン改訂の必要性など主査判断による適宜開催とする。

7 その他の事業

(1) インターネット接続サービス安全・安心マークに関する審査業務

○令和3年度活動目標

- ① インターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会の活動を支援する
- ② 安全・安心マーク取得及び更新に関する審査業務を円滑に実施する。
- ③ 公衆無線 LAN 版安全・安心マークの普及促進

○具体的計画(活動のタイムスケジュール等含む)

- ① インターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会活動支援
 - ・安全・安心マーク制度の普及(隨時)
 - 加盟4団体と連携し、説明会・展示会に参加し、告知・PRを行う。
 - 利用者向けのポスターを作成し、自治体や学校へ掲示する。
 - 認定事業者の営業ツールとしての利用者向けのリーフレットを作成する。
 - 認定事業者向けにサイバーセキュリティ保険適用の検討を行い、実施する。
 - ・安全・安心マーク推進協議会の総会開催支援
 - 7月開催の総会開催準備(会場手配・資料配布)を実施する。
 - ・事業年度の経費についての報告
 - 3月末に事業年度の申請件数、経費について報告をする。
 - ・事務局会合(毎月1回開催予定)
 - 審査項目の見直し作業、HPの更新等を随時支援する。
- ② 安全・安心マーク取得及び更新に関する審査業務の実施
 - 【一次審査】
 - ・8月マーク使用開始事業者
 - 5月～6月…審査資料の受付、一次審査実施、審査結果とりまとめ
 - ・12月マーク使用開始事業者
 - 9月～10月…審査資料の受付、一次審査実施、審査結果とりまとめ
 - ・4月マーク使用開始事業者
 - 1月～2月…審査資料の受付、一次審査実施、審査結果とりまとめ
 - 【二次審査】
 - ・7月、11月、3月に審査員を集め、二次審査を実施する
 - 申請書類の閲覧準備、審査資料準備、審査委員会開催事務
 - ・7月、11月、3月実施の審査委員会に事故報告書としてとりまとめ報告する。
- ③ 公衆無線 LAN 版安全・安心マークの普及促進
 - ・ 公衆無線 LAN 版のマーク申請受付けを実施する。

- ・ 一次審査については、加盟4団体と連携して実施する
 - ・ 二次審査については、インターネット接続サービス安全・安心マークと同じスケジュール(7月、11月、3月)で、同一の審査委員会で実施する。
- 公衆無線 LAN 版安全・安心マークの普及促進のため、利用者向けのポスター、リーフレットを作成する。

(2) キャリアズレーントに係る証明業務

I N Sネット1500回線及び専用サービスの「事業者向け割引料金(キャリアズレーント)」について、キャリアズレーントの適用を受けようとする電気通信事業者に対して、電気通信事業を実施していることの確認審査を行い、確認証を発給する業務を、引き続き、実施する。